

## 地場産品基準確認票

返礼品名【 】

下記のいずれかに該当することが必要です。該当項目チェックをし、根拠を記載してください。

地場産品基準		留意点	該当基準に チェック☐	☑の場合の根拠
1	国頭村において生産されたものである。	区域内の原材料を用いて区域外で製造・加工等の工程を行ったものは類型2となるので注意。 例: 精肉・野菜・果物・鮮魚など国頭村で生産・収穫・漁獲などを行っているものなどが該当。	<input type="checkbox"/>	【生産場所】
2	国頭村において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものである。	返礼品の重量や付加価値の半分以上を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものである等の必要あり。ポータルサイト等原材料について明記する必要あり。 例: 村外で加工しているものであっても国頭村産の原材料が重量が半分以上であるものは該当する	<input type="checkbox"/>	【村内で生産・製造等された原材料】 【上記原材料の村内生産・製造等場所】 【付加価値、又は重量で50%を超えることの説明】
3	国頭村において返礼品等の製造、加工、その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものである。	返礼品の重量や付加価値の半分以上を一定程度以上上回る割合が国頭村で行われる工程によるものである等の必要あり。ポータルサイト等で工程について明記する必要あり。 例: ケーキを作成する場合、原材料が村外産1,000円であったとき、調理、商品の梱包等の加工作業を一括して行ったことにより価格が2,500円となった。価値が半分以上を占めているものは該当。	<input type="checkbox"/>	【物品の製造・加工等の場所】 【村内で製造・加工等している部分】 【村内で行われる工程で付加価値または重量で50%を超えることの説明】 ※完成品に至る一連の工程のどの部分を行っているか
4	国頭村で生産されたものであって、近隣の他市町村で生産されたものと混在したものである。(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)	提供する返礼品が加工品等である場合には、本類型ではなく類型2となるので注意。 例: 村内で肥育後、近隣複数団体を管轄すると畜場だと畜するため、近隣団体との肉と混在することが避けられないなど	<input type="checkbox"/>	【生産場所】 【流通構造上、混在することが避けられない理由】 【混在する可能性がある市町村名】
5	広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズ等であって国頭村独自の返礼品であることが明白なものである。	一般に流通している物品の本体やパッケージに単に地方団体等のロゴをプリントしたものや、事業者と連携協定を結んでいるのみのもの等は認められない。 例: 国頭村公認キャラクターくーやんのグッズ等が該当する。単にお店のグッズは該当しない。	<input type="checkbox"/>	【返礼品の生産場所】 【村広報の為に作成された独自のオリジナルである理由】
6	地場産品基準1～5に該当する返礼品とその返礼品に付帯するものと組み合わせて提供するもので、1～5に該当する返礼品割合が7割以上であるものである。	地場産品以外のものが使用目的等において付帯するものであることが明らかであって、かつ、提供される返礼品全体の調達費用のうち地場産品の割合が7割以上である必要あり。ポータルサイト等で募集の際に明記する必要あり。 例: 精肉(7割以上)と、たれ(3割以内)のセットなど	<input type="checkbox"/>	【地場産品の名称、地場産品基準の該当号及びその該当理由】 【付帯品の名称及び生産地】 【地場産品と付帯品の調達費の内訳】
7	国頭村において提供される役務(サービス)その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。	単に区域内で役務が提供されるというだけではなく、役務の内容についても当該地方団体と相当程度の関連性が必要である。 例: 国頭村内宿泊施設利用や体験型イベント等	<input type="checkbox"/>	【役務の内容が国頭村と相当程度関連性があるといえる理由】 【(村外での役務の提供が含まれる場合)提供される場所】

## 地場産品基準確認票(記入例)

返礼品名【

】

下記のいずれかに該当することが必要です。該当項目チェックをし、根拠を記載してください。

地場産品基準		留意点	該当基準に チェック☑	☑の場合の根拠
1	国頭村において生産されたものである。	区域内の原材料を用いて区域外で製造・加工等の工程を行ったものは類型2となるので注意。 例: 精肉・野菜・果物・鮮魚など国頭村で生産・収穫・漁獲などを行っているものなどが該当。	<input checked="" type="checkbox"/>	【生産場所等】 ・国頭村字〇〇に所在する〇〇養豚場にて飼育された豚肉 ・国頭村字〇〇にて栽培された野菜
2	国頭村において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものである。	返礼品の重量や付加価値の半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものである等の必要あり。ポータルサイト等原材料について明記する必要あり。 例: 村外で加工しているものであっても国頭村産の原材料が重量が半分以上であるものは該当する	<input checked="" type="checkbox"/>	例: バイン缶 【村内で生産・製造等された原材料】 国頭村〇〇で栽培しているバインアップル 【上記原材料を使用して加工・生産・製造等をしている場所】 名護市〇〇にて加工。 【付加価値、又は重量で50%を超えることの説明】 村内産バインが80%で、その他20%の原材料は村外産を使用し、製造されたバイン缶である。
3	国頭村において返礼品等の製造、加工、その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものである。	返礼品の重量や付加価値の半分を一定程度以上上回る割合が国頭村で行われる工程によるものである等の必要あり。ポータルサイト等で工程について明記する必要あり。 例: ケーキを作成する場合、原材料が村外産1,000円であったとき、調理、商品の梱包等の加工作業を一括して行ったことにより価格が2,500円となった。価値が半分以上を占めているものは該当。	<input checked="" type="checkbox"/>	例: ケーキ 【物品の製造・加工等の場所】 国頭村〇〇にある〇〇工場にて製造 【村内で製造・加工等している部分】 完成までの調理をすべてを行っている。 【村内で行われる工程で付加価値または重量で50%を超えることの説明】 ※完成品に至る一連の工程のどの部分を行っているか 村外産の原材料500円で仕入れ、調理、商品の梱包等の加工作業をすべて一括して村内工場にておこなったことで販売価格が2,000円となった。そのため製造による付加価値が販売価格の75%前後となった。
4	国頭村で生産されたものであって、近隣の他市町村で生産されたものと混在したものである。(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)	提供する返礼品が加工品等である場合には、本類型ではなく類型2となるので注意。 例: 村内で肥育後、近隣複数団体を管轄すると畜場でと畜するため、近隣団体との肉と混在することが避けられないなど	<input checked="" type="checkbox"/>	【生産場所】 国頭村字〇〇に所在する〇〇養豚場にて飼育された豚肉 【流通構造上、混在することが避けられない理由】 県内預託農場の精肉を加工する工場にて集約してするため流通構造上、村外産の精肉と混在する可能性がある。 【混在する可能性がある市町村名】 〇〇市、〇〇町
5	広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズ等であって国頭村独自の返礼品であることが明白なものである。	一般に流通している物品の本体やパッケージに単に地方団体等のロゴをプリントしたものや、事業者と連携協定を結んでいるのみのもの等は認められない。 例: 国頭村公認キャラクターくーやんのグッズ等が該当する。単にお店のグッズは該当しない。	<input checked="" type="checkbox"/>	【返礼品の生産場所】 〇〇県〇〇市にあるぬいぐるみ工場 【村広報の為に作成された独自のオリジナルである理由】 国頭村公認キャラクターであるくーやんのぬいぐるみで、村の広報のために独自に作成されたものである。
6	地場産品基準1～5に該当する返礼品とその返礼品に付帯するものと組み合わせ提供するもので、1～5に該当する返礼品割合が7割以上であるものである。	地場産品以外のものが使用目的等において付帯するものであることが明らかであって、かつ、提供される返礼品全体の調達費用のうち地場産品の割合が7割以上である必要あり。ポータルサイト等で募集の際に明記する必要あり。 例: 精肉(7割以上)と、たれ(3割以内)のセットなど	<input checked="" type="checkbox"/>	【地場産品の名称、地場産品基準の該当号及びその該当理由】 牛肉、地場産品基準1に該当、村内で飼育された牛である。 【付帯品の名称及び生産地】 焼き肉のたれ、〇〇県〇〇市にて製造 【地場産品と付帯品の調達費の内訳】 調達費用3,500円 内訳 牛肉3,000円分(約85%) 焼き肉のたれ500円分(約15%)
7	国頭村において提供される役務(サービス)その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。	単に区域内で役務が提供されるというだけではなく、役務の内容についても当該地方団体と相当程度の関連性が必要である。 例: 国頭村内宿泊施設利用や体験型イベント等	<input checked="" type="checkbox"/>	【役務の内容が国頭村と相当程度関連性があるといえる理由】 ・国頭村内にある宿泊施設を使用できる宿泊プラン ・世界自然遺産やんばる(国頭村内)を周遊できるバスガイドツアー